

域内事業者の稼ぐ力を育む域外商流構築業務 仕様書

1. 業務名

域内事業者の稼ぐ力を育む域外商流構築業務

2. 業務の目的

赤井川村は、札幌市や小樽市と隣接し周囲を山々に囲まれた「カルデラ」状の地形という稀有な環境である。この地理的条件がもたらす豊かな自然環境を活かし、米、野菜をはじめとする農畜産物の生産、また、世界屈指の雪質を誇る「キロロリゾート」を資源とした農業と観光を基幹産業とする地域であるが、人口減少と少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は顕著であり、域内事業者の稼ぐ力を育むことは喫緊の課題となっている。

本件業務については、第3期赤井川村創生総合戦略の重点戦略として掲げる「自然資源を活かした小さくても価値ある地域経済の創出」に取り組むことにより、地域内に「稼ぐ力」と「投資の好循環」を生み出し、都市圏の人々とビジネスや共感で深くつながる関係人口を拡大させ、人口減少下においても暮らし続けられる地域モデルを確立する。

なお、本件業務は、3か年計画の1年目の取り組みである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月30日までとする。

4. 業務の内容

業務内容については、次のとおりとする。

なお、業務の全般においては、地域団体等と連携を密にし、これらの業務が効果的、効率的に実施されるよう取り組むものとする。

(1) 事業推進体制業務

①村、地域団体等による域内事業者を伴走支援していくための運営体制の構築

②情報発信、Webサイト構築、運用 等

(2) 都市圏商流構築業務

①首都圏や札幌圏を対象に地域商品のプロモーション展開におけるイベント出展・調整等のほか、広報物の制作、大学等との連携により若年層の知見、関係人口構築を図る事業展開を行うこと 等

②新たな地域商品の販路へとつながる都市部における地域特産品のマッチング機会を創出すること 等

(3) 事業者への個別伴走支援業務

①地域商品のプロモーション等に参画した域内事業者等に対し、個別に経営課題のヒアリング、課題整理を行う。

②令和9年度に展開を予定する個別支援パッケージ内容をニーズ調査に基づき開発

し、実践可能な仕組みを構築する。

5. 業務における重要業績目標(KPI)

業務の目的を達成するため、次の重要業績目標の達成を目指し業務を実施することで、次年度への事業展開を図るものとする。

- (1) 域内事業者と域外事業者とのビジネスマッチング数 1件
- (2) 域内事業者同士の事業連携数 1件
- (3) 地域商品プロモーションにおける大学等との連携数 1法人

※上記 KPI は、内閣府より採択を受けた「域内事業者の稼ぐ力を育む域外商流構築事業実施計画」(地域未来交付金(地域未来推進型))に掲載する 2026 年度事業分の数値である。

6. 業務管理

本件業務を適切に実施するため、受託者は次の事項について、遵守するものとする。

- (1) 受託者は、業務に先立ち基本計画、実施スケジュール等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、都度委託者と協議を行い、処理すること。
- (5) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するための資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、事業に関連する会議等を開催する場合には、必要な資料を提供するとともに、直接事業を担当している者が会議に出席すること。
- (6) 本件業務は、内閣府より認定を受けた「域内事業者の稼ぐ力を育む域外商流構築事業実施計画」に基づく事業であることを認識し、目指す将来像の実現に向けて業務を実施すること。

7. 再委託の取扱い

本件業務の再委託の取扱いについては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 受託者は、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 委託者は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承認を得なければならない。

8. 成果品の提出

本件業務終了後、受託者は業務の実施結果等について、業務報告書を提出するものとする。

(1) 提出成果品

- ① 業務報告書(制作物等を含む。) 1部
(報告書は、日本工業規格 A4 版で作成すること)
- ② ①の電子データ 1式

(2) 成果品の納入場所

赤井川村役場 官民連携・地方創生担当グループ

(3) 成果品の帰属

本件業務に関する一切の成果は、赤井川村に帰属するものとする。

9. 留意事項

(1) 地域未来交付金(地域未来推進型)実施計画との関係

本件業務は、当該交付金の対象事業であり、関係通知等を遵守するとともに、本件実施計画及び地域再生計画の記述全般を踏まえ、業務を実施すること。

また、本件業務を効果的、効率的に実施するため、本件実施計画及び地域再生計画の変更を要する場合等は、速やかに協議を行うものとする。

なお、本件業務は、地域未来交付金(地域未来推進型)実施計画の3か年計画の1年目であり、3か年に渡る計画はもとより、計画期間終了後における重要業績指標(2026年度～2028年度)を達成し、業務の目的を果たすために業務を遂行すること。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。

また、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。